

平成30年度行政事業レビューシート ( 内閣府 )

<b>事業名</b>	消費税転嫁等対策に必要な経費			<b>担当部局庁</b>	内閣府	<b>作成責任者</b>			
<b>事業開始年度</b>	平成25年度	<b>事業終了(予定)年度</b>	平成32年度	<b>担当課室</b>	消費税価格転嫁等相談対応室	宮本 信彦			
<b>会計区分</b>	一般会計								
<b>根拠法令(具体的な条項も記載)</b>	消費税の円滑かつ適正な転嫁のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法附則第3条			<b>関係する計画、通知等</b>	消費税の円滑かつ適正な転嫁・価格表示に関する対策の基本的な方針(中間整理の具体化)＜平成24年10月26日消費税の適正かつ円滑な転嫁等に関する対策推進本部決定＞				
<b>主要政策・施策</b>	-			<b>主要経費</b>	その他の事項経費				
<b>事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)</b>	政府共通のアクセスしやすい相談窓口として、全国共通の電話番号及びメールにより、全国各地からの消費税の転嫁拒否等に関する相談に対応し、制度の内容や考え方を案内するとともに、買いたたき等の被害を受けている事業者等からの相談についてはその内容を聴取し、必要に応じ主管の官庁に対応を求めるとしている。寄せられた相談等は、ナビダイヤルを活用して迅速に総合相談センターの担当窓口につなぐほか、総合相談センターのオペレーターが直接相談に応じるなどして、的確な問題解決を図ることとしている。加えて、電話・メールでの相談業務において得られた転嫁拒否事案等の違反被疑情報等を調査を実施する省庁に提供し、これらの情報は当該省庁において活用されている。								
<b>事業概要(5行程度以内。別添可)</b>	消費税価格転嫁等総合相談センター(以下「総合相談センター」という。)では、①消費税の総額表示義務の特例等に関する相談、②消費税の転嫁拒否に関する相談、③消費税の転嫁を阻害する表示に関する相談、④便乗値上げに関する相談、⑤軽減税率制度の内容に関する相談を電話及びメールにより受け付けることとしている。寄せられた相談等は、ナビダイヤルを活用して迅速に総合相談センターの担当窓口につなぐほか、総合相談センターのオペレーターが直接相談に応じるなどして、的確な問題解決を図ることとしている。加えて、電話・メールでの相談業務において得られた転嫁拒否事案等の違反被疑情報等を調査を実施する省庁に提供し、これらの情報は当該省庁において活用されている。								
<b>実施方法</b>	直接実施、委託・請負								
<b>予算額・執行額(単位:百万円)</b>		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度要求			
	予算の状況	当初予算	218	232	206	204			
		補正予算	-	-	-	-			
		前年度から繰越し	-	-	-	-			
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-			
		予備費等	-	-	-	-			
		計	218	232	206	204	0		
		執行額	179	188	181				
		執行率(%)	82%	81%	88%				
		当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)	82%	81%	88%				
<b>平成30-31年度予算内訳(単位:百万円)</b>	歳出予算目	30年度当初予算	31年度要求	主な増減理由					
	消費税転嫁等対策業務庁費	204							
	その他	0	0						
	計	204	0						
<b>成果目標及び成果実績(アウトカム)</b>	定量的な成果目標	成果指標		単位	27年度	28年度	29年度	中間目標年度	目標最終年度
	相談の中でも深刻な内容の多い消費税転嫁特措法3条及び8条の違反被疑情報の主要な受付4機関(公正取引委員会、中小企業庁、消費者庁、当センター)の一つとして1/4を超えるシェアとして、30%以上のシェアを目標とする。	政府全体の受付窓口で受け付けた違反被疑情報の件数合計に占める総合相談センターで受け付けた件数の割合	成果実績	%	45	14	20	-	-
			目標値	%	30	30	30	-	30
			達成度	%	150	47	67	-	-
<b>根拠として用いた統計・データ名(出典)</b>	消費税転嫁特措法3条及び8条の違反被疑情報受付件数(内部データ)								
<b>成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載</b>								チェック	

活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	27年度	28年度	29年度	30年度 活動見込	31年度 活動見込
	①電話及びメールでの相談対応等件数	活動実績	件		1,314	832	968	-
当初見込み		件		-	-	-	-	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	27年度	28年度	29年度	30年度 活動見込	31年度 活動見込
	②相談事例等総合相談センターの活動に係る公表資料 (内閣府HP)へのアクセス件数	活動実績	件		15,211	24,162	19,618	-
当初見込み		件		-	-	-	-	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	27年度	28年度	29年度	30年度 活動見込	31年度 活動見込
	③関係行政機関への情報提供件数(転嫁拒否等、阻害 表示、便乗値上げ)	活動実績	件		382	28	34	-
当初見込み		件		-	-	-	-	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	27年度	28年度	29年度	30年度 活動見込	31年度 活動見込
	④内閣府HPでの相談事例の公表件数	活動実績	件		68	57	53	-
当初見込み		件		-	-	-	-	-
単位当たり コスト	算出根拠		単位	27年度	28年度	29年度	30年度活動見込	
	相談処理業務に係る人件費/相談センターへの相談件 数等	単位当たり コスト	円		15,806	18,004	14,040	-
計算式		/		20,769,735円/1,314件	14,979,195円/832件	13,591,670円/968件	-	

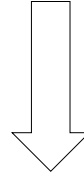
**事業所管部局による点検・改善**

	項目	評価	評価に関する説明
国費投入の 必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	17年ぶりの消費税率の引上げに対処すべく消費税転嫁対策特措法が制定された趣旨を踏まえると、総額表示義務の特例や転嫁拒否等の法律の基本的な考え方について、広報と併せて政府として統一かつきめ細やかな相談対応業務を行う必要が高いと認められる。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	政府共通の相談窓口として、全国各地からの相談に対応できるよう設置することとされたものであり、地方自治体や民間等に委ねることができない事業である。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	-	-
事業の 効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	初年度において競争性の確保及び低コストで事業を実施するため、一般競争入札により事業者を選定。平成26年度以降は、継続的かつ安定的な業務運営の必要性の観点等から、初年度に一般競争入札で落札した事業者と随意契約を締結している。これは、改めて競争入札に付すよりも上記事業者と価格交渉を行うことによりコスト削減を図った方が安価に事業を実施できるためである。ゆえに、支出先の選定は妥当である。
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無	
	競争性のない随意契約となったものはないか。	有	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	相談に係るナビダイヤルの通話料金は受益者が負担することとしており、負担関係は妥当である。
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	軽減税率制度に関する相談を中心に相談件数が増加したこと及び、より効率的な体制を整えるため、オペレータの削減を行ったことから1件当たりの単位コストは低下しており、妥当である。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	総合相談センターの運営業務のために必要不可欠なものに限定されている。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-	
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	低コストで運営できるように、相談件数に応じて体制の縮小(オペレータの人員の削減など)ができる仕組みを導入している。	

事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。		△	消費税率の引き上げ時期が延期され、次の消費税率の上げが1年以上先であったこともあり、当初の目標を達成できなかったが、違反被疑情報の受付機関として一定の役割を果たしている。			
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		-	-			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	総合相談センターに寄せられた相談については、相談事例としてホームページで広く公表しており、これらの相談事例については、多数のアクセスがあり、活用されている。			
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)						
	所管府省名	事業番号	事業名				
点検・改善結果	点検結果	平成31年10月の消費税率引上げ及び軽減税率の導入に向けて、軽減税率制度に関する相談を中心に相談件数は徐々に増加しつつある。また、実際に総合相談センターに寄せられた相談を基に作成している相談事例等総合相談センターのホームページに対するアクセス数は19,618件と、依然として多くのアクセス数があり、引き続き、消費税の転嫁等に対する国民の関心が高いと考えられる。また、総合相談センターは、違反被疑情報の受付機関として、提供された違反被疑情報を調査を行う行政機関に通知することで、各々において立入調査等の端緒として活用されており、転嫁拒否等の違反行為の是正につながっている。以上から、引き続き、本事業を実施していく必要がある。なお、平成31年10月には、消費税率引上げ及び軽減税率の導入が予定されており、相談件数がピークに達すると予想されることから、相談件数に応じた体制を整備し、適切に業務を遂行していくことが必要である。					
	改善の方向性	事業の性格から、相談件数の変動は避けられないので、相談件数に応じて体制を構築できる仕組みを導入しているところ、引き続き相談件数に応じた体制を構築することにより、更なる効率的な事業の実施に努めるとともに、多く寄せられている相談事例を分かりやすい形で情報発信するなどして相談対応で得られた知見を日常の相談対応や次回の税率引上げにおける相談対応に活用する。					
<b>外部有識者の所見</b>							
<b>行政事業レビュー推進チームの所見</b>							
<b>所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況</b>							
<b>備考</b>							
<b>関連する過去のレビューシートの事業番号</b>							
平成22年度	-	平成23年度	-	平成24年度	-	平成25年度	新25-0009
平成26年度	0114	平成27年度	0125	平成28年度	0126	/	
平成29年度	内閣府 ( 0126 )						

※平成29年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

内閣府  
180百万円



【随意契約(その他)】

A. (株)エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ  
180百万円

(相談対応業務に使用する設備等に係る経費)

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を  
しているかについて補足する)  
(単位:百万円)

費目・用途 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と用途の双方で実情が分かるように記載)	A. (株)エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ			B.		
	費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
	雑役務費	相談対応業務に使用する設備等に係る経費	180			
計		180	計		0	

費目・用途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載  チェック

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(株)エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ	7010001064648	相談対応業務に使用する設備等に係る経費	180	随意契約(その他)	-	-	